

平成23年度定期監査の結果報告書

沖縄県監査委員

沖縄県監査委員報告第9号
平成25年1月18日

沖縄県議会議長 喜納昌春 殿
沖縄県知事 仲井眞弘多 殿
沖縄県教育委員会委員長 新垣和歌子 殿
沖縄県公安委員会委員長 翁長良盛 殿

沖縄県監査委員 知念建次
沖縄県監査委員 押鐘博子
沖縄県監査委員 新垣哲司
沖縄県監査委員 渡久地修

定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により監査を実施しましたので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により別添のとおり提出します。

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査対象年度及び監査実施期間	1
2 監査の実施方法及び実施方針	1
3 監査実施機関数及び実施状況	2
第2 監査の結果	8
1 財務に関する監査の指摘事項	8
2 事務に関する監査の指摘事項	9
3 部局別指摘件数	10
第3 監査所見	11
1 予算執行について	11
2 収入事務の適正化について	11
3 支出事務の適正化について	12
4 契約事務の適正化について	13
5 財産管理の適正化について	13
6 事務処理の適正化について	13
7 会計事務の適正化について	14
第4 部局別の指摘事項	15
【知事公室】	15
1 財務に関する事項	15
[支 出]	15
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	15
[契 約]	15
(1) 契約事務が適正でなかったもの	15
【総務部】	15
1 財務に関する事項	15
[予 算]	15
(1) 切手等が必要以上に購入されていたもの	15
[収 入]	15
(1) 徴収に努力を要するもの	15
[支 出]	16
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	16
[契 約]	16
(1) 契約内容が適正でなかったもの	16

2 事務に関する事項	16
(1) 指定管理者制度の運用について改善を要するもの	16
【環境生活部】	17
1 財務に関する事項	17
[収入]	17
(1) 現金の取扱いが適正でなかったもの	17
[契約]	17
(1) 一括契約によるべきもの	17
【福祉保健部】	17
1 財務に関する事項	17
[収入]	17
(1) 徴収に努力を要するもの	17
(2) 現金の取扱いが適正でなかったもの	18
[支出]	18
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	18
[契約]	18
(1) 契約事務が適正でなかったもの	18
2 事務に関する事項	19
(1) 指定管理者制度の運用について改善を要するもの	19
(2) 賃金職員の勤務時間が適正でなかったもの	19
【農林水産部】	19
1 財務に関する事項	19
[収入]	19
(1) 徴収に努力を要するもの	19
[支出]	20
(1) 給与が過払いとなっていたもの	20
(2) 支出事務が適正でなかったもの	20
[契約]	21
(1) 契約事務が適正でなかったもの	21
[財産]	21
(1) 公用車両の利活用が図られていなかったもの	21
2 事務に関する事項	21
(1) 防火管理者の届出等がなされていなかったもの	21
(2) 消防訓練が実施されていなかったもの	21
【商工労働部】	22

1 財務に関する事項	22
[収入]	22
(1) 徴収に努力を要するもの	22
[支出]	22
(1) 給与が過払いとなっていたもの	22
[契約]	22
(1) 契約事務が適正でなかったもの	22
【文化観光スポーツ部】	23
1 財務に関する事項	23
[支出]	23
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	23
[契約]	23
(1) 一括契約によるべきもの	23
【土木建築部】	23
1 財務に関する事項	23
[予算]	23
(1) 切手等が必要以上に購入されていたもの	23
[収入]	23
(1) 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの	23
(2) 徴収に努力を要するもの	23
【病院事業局】	24
1 財務に関する事項	24
[収入]	24
(1) 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの	24
(2) 附属診療所の医業未収金等の取扱いに改善を要するもの	24
[支出]	24
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	24
(2) 委託契約において検査体制が不適切であったもの	25
(3) 会計処理が不適切となっていたもの	25
[契約]	25
(1) 長期継続契約等で契約すべきもの	25
(2) 契約事務が適正でなかったもの	25
[財産]	26
(1) 薬品等の管理が不適切となっていたもの	26
(2) 有形固定資産の処分手続が不適切となっていたもの	26

【教育庁】	26
1 財務に関する事項	26
[予 算]	26
(1) 切手等が必要以上に購入されていたもの	26
[支 出]	26
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	26
(2) 旅費が過不足払いとなっていたもの	27
(3) 修繕料において検査体制が不適切であったもの	27
【警察本部】	28
1 財務に関する事項	28
[収 入]	28
(1) 徴収に努力を要するもの	28
[支 出]	28
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	28
[契 約]	28
(1) 契約事務が適正でなかったもの	28
【各部局共通】	29
1 財務に関する事項	29
[支 出]	29
(1) 委託契約や消耗品等の購入に当たって検査体制が不適切であったもの	29
(2) 支払い遅延により不経済支出となっていたもの	29
(3) 支出負担行為が遅れていたもの	29

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査（以下「財務に関する監査」という。）を実施し、また、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査（以下「事務に関する監査」という。）を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度及び監査実施期間

- (1) 監査対象年度 平成23年度
- (2) 監査実施期間 平成24年1月17日から同年9月6日まで

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果をあげるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

ア 財務に関する事項

- (ア) 未収金の債権管理について
- (イ) 現金の管理等について
- (ウ) 警備委託業務の執行について

イ 事務に関する事項

(7) 指定管理者制度の運用状況について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実 地 監 査	書 面 監 査
知 事 公 室	6	6	6	0
総 務 部	17	17	17	0
企 画 部	8	8	8	0
環 境 生 活 部	14	14	14	0
福 祉 保 健 部	23	23	23	0
農 林 水 産 部	45	45	45	0
商 工 労 働 部	12	12	12	0
文 化 観 光 体 育 部	7	7	7	0
土 木 建 築 部	25	25	25	0
出 納 事 務 局	2	2	2	0
企 業 局	8	8	5	3
病 院 事 業 局	7	7	7	0
議 会 事 務 局	1	1	1	0
教 育 庁	96	96	56	40
警 察 本 部	45	45	38	7
その他の行政委員会事務局	4	4	4	0
合 計	320	320	270	50

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関及び実施期日は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事公室		福祉保健部	
本庁各課	平成24年 6月19日～6月20日 (" 8月 8日)	本庁各課	平成24年 7月24日～7月27日 (" 8月15日)
消防学校	(" 3月 7日 " 4月16日)	北部福祉保健所	(" 4月19日～4月20日 " 5月 9日)
総務部		中部福祉保健所	(" 3月14日～3月15日 " 4月26日)
本庁各課	平成24年 6月12日～6月14日 (" 8月13日)	南部福祉保健所	(" 3月 6日～3月 7日 " 4月10日)
宮古事務所各課	(" 5月 8日～5月 9日)	中央保健所	(" 3月14日～3月15日 " 4日11日)
八重山事務所各課	(" 5月22日～5月23日)	宮古福祉保健所	(" 5月10日～5月11日 " 6月 6日)
東京事務所	(" 2月23日～2月24日 " 3月22日)	八重山福祉保健所	(" 5月22日～5月23日)
自治研修所	(" 4月13日)	看護大学	(" 6月 6日 " 7月13日)
名護県税事務所	(" 4月17日 " 5月 8日)	[浦添看護学校]	(" 2月 7日)
コザ県税事務所	(" 6月 7日)	女性相談所	(" 2月22日)
那覇県税事務所	(" 5月29日 " 7月24日)	若夏学院	(" 3月 8日 " 4月16日)
自動車税事務所	(" 5月30日 " 7月 5日)	中央児童相談所	(" 5月17日～5月18日 " 6月 5日)
企画部		コザ児童相談所	(" 6月 5日 " 7月24日)
本庁各課	平成24年 7月31日～8月 3日 (" 8月10日)	身体障害者更生相談所	(" 2月21日 " 3月12日)
環境生活部		総合精神保健福祉センター	(" 3月 6日 " 4月10日)
本庁各課	平成24年 7月24日～7月27日 (" 8月10日)	農林水産部	
衛生環境研究所	(" 3月13日 " 4月24日)	本庁各課	平成24年 7月17日～7月20日 (" 8月13日)
動物愛護管理センター	(" 3月 9日 " 4月24日)	北部農林水産振興センター各課	(" 2月28日～3月 1日 " 3月28日)
県民生活センター	(" 4月26日)	宮古農林水産振興センター各課	(" 5月 8日～5月11日 " 6月 7日)
計量検定所	(" 4月27日 " 5月11日)	八重山農林水産振興センター各課	(" 5月22日～5月24日)
中央食肉衛生検査所	(" 3月 9日 " 4月11日)	中央卸売市場	(" 2月22日 " 3月12日)
北部食肉衛生検査所	(" 2月29日 " 3月28日)	病害虫防除技術センター	(" 4月25日 " 5月 7日)
平和祈念資料館	(" 2月 3日 " 3月 8日)		

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
中部農業改良普及センター	平成24年 2月22日 (" 3月21日)	工業技術センター	平成24年 3月13日 (" 4月26日)
南部農業改良普及センター	(" 4月26日 " 5月29日)	文化観光スポーツ部	
農業大学校	(" 4月19日 " 5月 9日)	本庁各課	平成24年 7月26日～7月27日 (" 8月14日)
中央家畜保健衛生所	(" 6月 1日 " 7月12日)	芸術大学	(" 5月31日 " 7月13日)
家畜衛生試験場	" 4月27日	県立博物館・美術館	" 2月23日
家畜改良センター	(" 2月29日 " 4月27日)	土木建築部	
中部農林土木事務所	(" 5月29日～5月30日 " 7月 4日)	本庁各課	平成24年 7月17日～7月20日 (" 8月15日)
南部農林土木事務所	(" 4月24日～4月26日 " 5月29日)	北部土木事務所	(" 4月17日～4月19日 " 5月 9日)
南部林業事務所	" 4月12日	中部土木事務所	(" 5月15日～5月18日 " 7月 4日)
水産業改良普及センター	(" 4月13日 " 5月16日)	南部土木事務所	(" 5月15日～5月17日 " 6月14日)
栽培漁業センター	" 4月20日	宮古土木事務所	(" 5月 8日～5月 9日 " 6月 7日)
海洋深層水研究所	" 2月24日	八重山土木事務所	(" 5月24日～5月25日 " 6月 6日)
畜産研究センター	(" 3月 2日 " 4月11日)	下地島空港管理事務所	" 5月10日
農業研究センター	(" 4月24日 " 5月16日)	沖縄県ダム事務所	" 4月24日～4月25日
農業研究センター名護支所	(" 4月18日 " 5月 9日)	下水道管理事務所	(" 5月15日～5月16日 " 6月14日)
農業研究センター宮古島支所	(" 5月11日 " 6月 6日)	下水道建設事務所	(" 5月18日 " 6月 5日)
農業研究センター石垣支所	(" 5月25日 " 6月 6日)	新石垣空港建設事務所	" 5月25日
森林資源研究センター	(" 3月 1日 " 4月13日)	出納事務局	平成24年 7月12日 (" 8月 6日)
水産海洋研究センター	(" 4月12日 " 5月11日)	企業局	
水産海洋研究センター石垣支所	" 5月21日	本庁各課	平成24年 6月26日～6月28日 (" 8月 9日)
商工労働部		石川浄水管理事務所	(" 3月 8日 " 4月13日)
本庁各課	平成24年 7月31日～8月 3日 (" 8月14日)	西原浄水管理事務所	" 2月21日
大阪事務所	(" 2月23日～2月24日 " 3月21日)		
具志川職業能力開発校	(" 3月16日 " 4月12日)		
浦添職業能力開発校	(" 3月16日 " 4月12日)		

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
病院事業局		与勝緑が丘中学校	平成24年 1月18日 (" 2月 6日)
県立病院課	平成24年 6月21日～6月22日 (" 8月 9日)	読谷高等学校	(" 1月19日 " 2月 2日)
北部病院	(" 5月29日～6月 1日 " 7月26日)	嘉手納高等学校	(" 1月19日 " 2月23日)
中部病院	(" 6月12日～6月14日 " 7月26日)	具志川高等学校	(" 1月24日 " 2月23日)
南部医療センター・こども 医療センター	(" 6月 5日～6月 7日 " 7月 5日)	球陽高等学校	(" 1月27日 " 2月14日)
宮古病院	" 6月12日～6月15日	普天間高等学校	(" 1月25日 " 2月27日)
八重山病院	" 6月 5日～6月 7日	陽明高等学校	" 1月17日
精和病院	(" 5月31日～6月 1日 " 7月12日)	首里高等学校	(" 1月17日 " 2月20日)
教育庁		首里東高等学校	(" 1月20日 " 2月 6日)
本庁各課	平成24年 6月19日～6月21日 (" 8月 7日)	真和志高等学校	(" 1月20日 " 2月20日)
国頭教育事務所	(" 3月 1日～3月 2日 " 4月11日)	小禄高等学校	(" 1月26日 " 2月 9日)
中頭教育事務所	(" 1月31日～2月 1日 " 2月29日)	宮古高等学校	(" 2月14日 " 3月15日)
那覇教育事務所	(" 1月31日～2月 1日 " 2月16日)	伊良部高等学校	" 2月16日
島尻教育事務所	(" 1月31日～2月 1日 " 2月16日)	北部農林高等学校	(" 2月 9日 " 3月 9日)
宮古教育事務所	(" 2月16日～2月17日 " 3月16日)	南部農林高等学校	(" 1月24日 " 2月 7日)
八重山教育事務所	(" 2月15日～2月16日 " 3月26日)	美来工科高等学校	(" 2月 2日 " 3月19日)
総合教育センター	" 2月 2日～2月 3日	浦添工業高等学校	(" 1月18日 " 2月 7日)
「宮古青少年の家」	(" 2月15日 " 3月16日)	沖縄工業高等学校	(" 1月19日 " 2月 6日)
「石垣青少年の家」	(" 2月17日 " 3月26日)	宮古工業高等学校	(" 2月17日 " 3月16日)
辺土名高等学校	" 2月 9日	名護商工高等学校	(" 2月 8日 " 3月 9日)
北山高等学校	(" 2月10日 " 3月13日)	具志川商業高等学校	(" 1月20日 " 2月 6日)
名護高等学校	(" 2月10日 " 3月 6日)	中部商業高等学校	(" 1月27日 " 2月14日)
宜野座高等学校	(" 2月10日 " 3月21日)	浦添商業高等学校	(" 1月26日 " 2月27日)
石川高等学校	(" 1月17日 " 2月 2日)	南部商業高等学校	" 1月26日
与勝高等学校	(" 1月18日 " 2月 6日)	島尻特別支援学校	" 1月18日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
西崎特別支援学校	平成24年 1月24日	うるま警察署	平成24年 2月 8日 (" 3月13日)
宮古特別支援学校	" 2月15日 (" 3月15日)	石川警察署	" 1月27日 (" 2月29日)
八重山特別支援学校	" 2月14日	名護警察署	" 2月 8日 (" 3月13日)
泡瀬特別支援学校	" 1月25日	本部警察署	" 2月 9日 (" 3月 6日)
桜野特別支援学校	" 2月 7日 (" 3月13日)		
那覇特別支援学校	" 1月25日 (" 2月 9日)	議 会 事 務 局	平成24年 8月10日 (" 8月24日)
森川特別支援学校	" 2月 2日		
警 察 本 部		監査委員事務局	平成24年 7月11日
本庁各課	平成24年 6月26日～6月29日 (" 8月 8日)	人事委員会事務局	平成24年 7月10日 (" 9月 6日)
豊見城警察署	" 2月21日		
糸満警察署	" 2月 3日 (" 3月 8日)	労働委員会事務局	平成24年 7月10日 (" 8月24日)
与那原警察署	" 2月14日		
沖縄警察署	" 2月 7日 (" 3月19日)	選挙管理委員会事務局	平成24年 8月 1日 (" 8月10日)

注： 監査対象機関は平成24年 4月 1日現在で表記してある。ただし、廃止した機関は〔 〕書きで、指定管理へ移行した機関は「 」書きで表記してある。

監査実施期日欄の()書きの日付けは、監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

書面監査は、平成24年8月17日から8月31日までの間で実施した。

部 局 名	監 査 実 施 機 関
企 業 局	久志浄水管理事務所、北谷浄水管理事務所、水質管理事務所
教 育 庁	県立図書館、埋蔵文化財センター、本部高等学校、前原高等学校、美里高等学校、コザ高等学校、北谷高等学校、北中城高等学校、宜野湾高等学校、西原高等学校、浦添高等学校、那覇国際高等学校、開邦高等学校、那覇高等学校、那覇西高等学校、豊見城高等学校、豊見城南高等学校、南風原高等学校、向陽高等学校、知念高等学校、糸満高等学校、久米島高等学校、八重山高等学校、中部農林高等学校、八重山農林高等学校、美里工業高等学校、那覇工業高等学校、南部工業高等学校、八重山商工高等学校、那覇商業高等学校、沖縄水産高等学校、宮古総合実業高等学校、泊高等学校、沖縄盲学校、沖縄ろう学校、名護特別支援学校、美咲特別支援学校、大平特別支援学校、鏡が丘特別支援学校、沖縄高等特別支援学校
警 察 本 部	警察学校、那覇警察署、浦添警察署、宜野湾警察署、嘉手納警察署、宮古島警察署、八重山警察署

注： 監査対象機関は平成24年4月1日現在で表記してある。

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における予算の執行、財産の管理など財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理等はおおむね適正に処理されていたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述してある。

1 財務に関する監査の指摘事項

(1) 予算に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
切手等が必要以上に購入されていたもの	3	八重山事務所県税課、 南部土木事務所、教育庁総務課、
計	3	

(2) 収入に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
徴収に努力を要するもの	16	税務課ほか25機関
現金の取扱いが適正でなかったもの	2	県民生活課、中央児童相談所
収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの	1	住宅課
医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの	1	県立病院課、各県立病院
附属診療所の医業未収金等の取扱いに改善を要するもの	1	県立病院課、各県立病院
計	21	

(3) 支出に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
給与が過不足払いとなっていたもの	37	防災危機管理課ほか28機関
旅費が過不足払いとなっていたもの	3	教育庁総務課ほか5機関
会計処理が不適切となっていたもの	1	精和病院
委託契約において検査体制が不適切であったもの	1	中部病院
修繕料において検査体制が不適切であったもの	1	生涯学習振興課
委託契約や消耗品等の購入に当たって検査体制が不適切であったもの	1	福祉・援護課ほか10機関
支払い遅延により不経済支出となっていたもの	1	八重山事務所総務課ほか4機関
支出負担行為が遅れていたもの	1	企画調整課ほか8機関
支出事務が適正でなかったもの	2	森林緑地課、農業大学校
計	48	

(4) 契約に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
一括契約によるべきもの	2	生活衛生課、芸術大学
契約内容が適正でなかったもの	1	自動車税事務所
長期継続契約等で契約すべきもの	1	県立病院課
契約事務が適正でなかったもの	10	広報課ほか12機関
計	14	

(5) 財産に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
薬品等の管理が不適切となっていたもの	1	中部病院
有形固定資産の処分手続が不適切となっていたもの	1	中部病院
公用車両の利活用が図られていなかったもの	1	営農支援課
計	3	

2 事務に関する監査の指摘事項

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
指定管理者制度の運用に改善を要するもの	2	総務私学課、福祉・援護課
賃金職員の勤務時間が適正でなかったもの	1	若夏学院
防火管理者の届出等がなされていなかったもの	1	病虫害防除技術センター
消防訓練が実施されていなかったもの	1	中央卸売市場
計	5	

3 部局別指摘件数
部局別の指摘件数は次のとおりである。

部 局 名	財 務 監 査 事 項						事務監査 事 項	合 計
	予算	収入	支出	契約	財産	計		
知 事 公 室			1	2		3		3
総 務 部	1	2	2	1		6	1	7
企 画 部								
環 境 生 活 部		1		1		2		2
福 祉 保 健 部		6	5	1		12	2	14
農 林 水 産 部		4	9	2	1	16	2	18
商 工 労 働 部		3	1	1		5		5
文 化 観 光 部			1	1		2		2
土 木 建 築 部	1	2				3		3
出 納 事 務 局								
企 業 局								
病 院 事 業 局		2	12	4	2	20		20
議 会 事 務 局								
教 育 庁	1		11			12		12
警 察 本 部		1	3	1		5		5
その他の行政委員会事務局								
共 通			3			3		3
計	3	21	48	14	3	89	5	94

第3 監査所見

平成23年度は、①未収金の債権管理、②現金の管理等、③警備委託業務の執行、④指定管理者制度の運用状況を重点事項として監査を実施した。

その結果、未収金の徴収に努力を要するもの、現金の取扱いが適正でなかったもの、指定管理者制度の運用に改善を要するもの、予算執行において不経済な支出となっていたもの、給与が過不足払いとなっていたもの、契約事務が適正でなかったものなどを指摘事項としている。

今後とも、法令遵守の徹底や研修の充実を図るとともに、内部牽制体制の強化を図り、特に、次の点に留意して是正・改善に取り組んでいただきたい。

1 予算執行について

郵便切手や収入印紙を必要以上に購入し、不経済な支出となっているものがあつた。

予算の執行に当たっては、関係法令等に基づき適正に事務を処理するとともに、経済性、効率性、有効性を考慮した予算の執行に努めていただきたい。

2 収入事務の適正化について

(1) 収入未済額の縮減

一般会計の収入未済額は54億7,572万円で、前年度より8.9%減少しているものの、特別会計の収入未済額は86億9,657万円で、前年度より1.6%増加している。

病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は19億4,777万円で前年度より4.1%増加している。

収入未済額の縮減は、財源の確保と住民負担の公平性の観点から、極めて重要な課題である。

これまでも未収金対策として、督促や催告の充実強化、民間債権回収会社の活用、強制執行等の法的措置などによる取組みが行なわれてきた。

しかしながら、収入未済額の縮減への取組みは十分とはいえないことから、今後とも滞納者の実態把握に努め、適切な債権管理を実施するとともに、効果的な徴収対策を講ずることにより、収入未済額の縮減と発生防止に努めていただきたい。

また、談合違約金については、裁判所の和解勧告を受け、5割を債権放棄しているが、調停参加企業の収入未済額が2,223万円となっている。

今後は、分割納付計画に基づく債権の適正な管理に努めるとともに、未収金の回収に努める必要がある。

なお、主な収入未済は下記のとおりである。

ア 総務部

県税（個人県民税、自動車税等）、土地貸付料

イ 福祉保健部

母子寡婦福祉資金貸付金、児童福祉施設負担金、生活保護費返還金、児童扶養手当返還金、心身障害者扶養共済事業費負担金

ウ 農林水産部

農業改良資金貸付金、沿岸漁業改善資金貸付金、林業改善資金貸付金

エ 商工労働部

小規模企業者等設備導入資金貸付金、賃貸工場施設使用料

オ 土木建築部

県営住宅使用料、中城湾港施設使用料

カ 病院事業局

医業未収金（個人負担分）

キ 警察本部

放置駐車車両違反金

ク 関係部局

談合違約金

(2) 現金の取扱い等

東日本大震災に係る義援金は、被災県へ適正に支払われていたが、現金の取扱いについては、担当部長名義の口座で管理していた。

今後は、災害に係る義援金は会計管理者が保管する歳入歳出外現金として、地方自治法等の規定に則り適正に取り扱っていただきたい。

また、一時保護児童の所持金は児童相談所長の出納保管に属する歳入歳出外現金として、地方自治法等の規定に則り厳格に取り扱う必要がある。

3 支出事務の適正化について

(1) 給与の支出事務

職員手当については、毎年多くの過不足払いが指摘されている。平成23年度は37件で、前年度より7件増加している（過払い額5,922,213円、不足払い額1,202,735円）。特に、職員が別居している父母等を送金によって扶養している場合、世帯収入の把握が不十分なことによる過払いが多くみられた。

これらのことが発生した原因としては、職員の給与事務の習熟度不足に起因するもののほか、認定事務におけるチェックミス、支給要件の変更による届出がなされていないものなどであった。

給与事務については、研修等により事務能力の向上を図り、全庁的に事後確認を行うシステムを構築するとともに、チェックリストを作成し、指導監督を徹底する必要がある。

また、全職員へ扶養手当などの諸手当の支給要件や変更届出について、一層の周知を図る必要がある。

(2) その他の支出事務

委託契約や消耗品等の購入に当たって検査体制が不適切であったもの、電気料金を期限内に支払わなかったことから、遅収加算額が不経済な支出となっていたもの、支出負担行為が遅れていたものがあった。

また、納品後に予算執行伺いの手続をしていたものがあった。

支出事務に当たっては、関係法令を遵守し、日常的なチェック業務に取り組むとともに、出納機関との連携を密にし、支出事務の適正化に向けた指導監督を徹底する必要がある。

4 契約事務の適正化について

収納の委託基準を満たしていない者に収納委託をしていたもの、予算執行伺い、支出負担行為等の手続を行わず、発注していたもの、執行予定額を上回る金額で予定価格を設定していたものがあった。

これらは、関係法令の認識不足に起因するものが多かった。そのため、研修の充実を図るとともに、関係法令を遵守し、適切な事務処理に努める必要がある。

また、年度開始前にプロポーザル方式により業者を選定し、4月1日に契約を締結していたが、契約締結前から業務を行わせていたものがあった。

債務負担行為を検討するなど、適切な事務処理に努める必要がある。

5 財産管理の適正化について

薬品等の管理が不適切となっていたもの、公用車両の年間稼働日数が少なく利活用が図られていないものがあった。

県有財産は貴重な行政資源であることから、公有財産規則、財務規則等に基づき、良好な管理と効率的な利活用に努める必要がある。

なお、モノレールの乗車カードの取扱いに改善を要する事項があったので、現金と同様に適正に管理していただきたい。

6 事務処理の適正化について

賃金職員の勤務時間が適正でなかったもの、防火管理者の配置、消防計画の策定、消防

訓練が実施されていなかったもの、指定管理者制度導入施設に係るモニタリングの検証を実施していなかったものがあった。

関係法令等に基づいた適切な事務処理に努めるとともに、施設利用における安全確保のため、消防法に基づく防火管理者の配置等防火管理業務を適正に行う必要がある。指定管理者制度については、適正かつ確実な公共サービスの確保に資するため、モニタリングの検証を実施する必要がある。

7 会計事務の適正化について

平成22年の財務規則の改正により、検査調書を作成することになっているが、改正を知らなかったため、作成していなかったものがあった。

財務規則等の改正があった場合、周知の徹底を図る必要がある。

また、検査員が、検査日に休暇を取得していたものがあった。

検査員は、契約内容の履行を確認する検査の重要性及び地方自治法上の責任を自覚し、検査を適正に行う必要がある。

コンプライアンス研修を含めた研修制度の充実を図り、関係法令等に基づき適正に会計事務が処理されるよう、指導監督を徹底する必要がある。

第4 部局別の指摘事項

【知事公室】

1 財務に関する事項

[支出]

(1) 給与が不足払いとなっていたもの

扶養手当の支給に当たって、12月から支給すべきところ、追給の手続を失念し1月から支給したため、12月分の扶養手当と期末手当が合計30,875円の不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。(防災危機管理課)

[契約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア テレビ番組制作業務委託契約について、年度開始前にプロポーザル方式により業者を選定し、4月1日に契約を締結していたが、契約締結前から業務を行わせていた。

(広報課)

イ 情報収集等業務委託契約について、プロポーザル方式により業者を選定後に業務内容を見直し、当初見積額580万円から20万円増額して契約していたが、変更について適正な手続がなされていなかった。

(基地対策課)

【総務部】

1 財務に関する事項

[予算]

(1) 切手等が必要以上に購入されていたもの

郵便切手の購入について、前年度から1,479,824円相当額が繰り越され、当年度の払出高は647,180円であるにもかかわらず、年度末に1,234,000円分を購入したため、不経済な支出となっていた。

(八重山事務所県税課)

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

ア 県税の収納状況は次のとおりで、収入未済額は前年度に比べ386,340,908円減少している。

しかし、依然として多額であるため、引き続き徴収対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

(円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成23年度	94,226,704,376	90,672,307,089	316,166,013	3,425,749,165	96.2
平成22年度	96,604,685,100	92,435,661,382	458,958,472	3,812,090,073	95.7
対前年度比	97.5	98.1	68.9	89.9	—

(税務課、各県税事務所、宮古、八重山事務所県税課)

イ 土地貸付料の収入未済額は、前年度に比べ2.8%増加しており、県有地貸付料滞納整理事務処理要綱に基づき、引き続き徴収に努力する必要がある。

また、建物貸付料及び所有者不明地管理特別会計の土地貸付料の未収金については、財務規則で定められた滞納整理票を作成し、債権管理マニュアルを策定する等徴収対策を強化する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
土地貸付料	73,880,907円	9.6%	2.8%

(管財課)

[支 出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は是正されている。

ア 扶養手当の支給に当たって、給与等の月単位の所得の認定については、年間所得限度額の12分の1程度以上であるかどうかで判断することとされているが、月単位の所得が要件を欠いていたにもかかわらず、年額のみで判断したため、扶養手当と期末手当が合計228,800円の過払いとなっていた。
(那覇県税事務所)

イ 住居手当の支給に当たって、人事異動した職員から申請がなかったとして、給与システムの支給停止を解除しなかったため、35,000円の不足払いとなっていた。

(八重山事務所総務課)

[契 約]

(1) 契約内容が適正でなかったもの

県税の収納の委託については、財務規則第49条の2の規定により委託できる者の基準が定められているが、離島出張車検に伴う県税業務委託において、基準を満たしていない者に収納を委託していた。また、同規則第49条の規定に基づく会計管理者への合議がなされていなかった。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。

(自動車税事務所)

2 事務に関する事項

(1) 指定管理者制度の運用について改善を要するもの

「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル」では、モニタリングの実施結果をもとに、モニタリングシートを作成し、指定管理者制度運用委員会における検証結果を添えて、翌年度の5月末までに総務部行政改革推進課に提出し、県のホームページで公表することになっている。しかし、平成22年度の公文書館の指定管理運用委員会におけるモニタリングの検証が平成24年3月15日と大幅に遅れており、また、ホームページへの結果の公表が行われていなかった。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。

(総務私学課)

【環境生活部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 現金の取扱いが適正でなかったもの

東日本大震災に係る義援金は、被災県へ適正に支払われていたが、現金の取扱いについては、歳入歳出外現金として会計管理者が保管しなければならないところ、環境生活部長名義の口座で管理していた。 (県民生活課)

[契 約]

(1) 一括契約によるべきもの

登り旗 (78,750円) 及びポールスタンド (47,250円) の購入に当たり、分割する合理的な理由がないにもかかわらず、分割して一者見積により発注していた。 (生活衛生課)

【福祉保健部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。滞納整理票により滞納者の状況を把握し、督促状の発出や文書等による催告を行い、適切な債権管理に努めるとともに、債権管理マニュアルに基づき徴収に努力する必要がある。

また、児童扶養手当返還金及び心身障害者扶養共済事業費負担金の未収金については、財務規則で定められた滞納整理票を作成し、児童福祉施設負担金 (助産)、児童扶養手当返還金及び心身障害者扶養共済事業費負担金の未収金については、債権管理マニュアルを策定する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 母子寡婦福祉資金			
貸付金元利収入	291,992,544円	62.8%	△2.7%
違約金及び延納利息	3,966,493円	75.5%	△20.0%
			(青少年・児童家庭課、各福祉保健所)
イ 児童福祉施設負担金	51,334,010円	33.3%	△63.2%
			(青少年・児童家庭課、障害保健福祉課、各児童相談所、各福祉保健所)
ウ 生活保護費返還金	122,982,108円	69.5%	△11.9%
			(福祉・援護課、各福祉保健所)
エ 児童扶養手当返還金	112,353,828円	96.2%	2.4%
			(青少年・児童家庭課)
オ 心身障害者扶養 共済事業費負担金	18,439,580円	69.3%	2.9%
			(障害保健福祉課)

(2) 現金の取扱いが適正でなかったもの

一時保護を加えた児童の所持金については、児童福祉法第33条の2の2第1項の規定に基づき所長が保管することができることされており、保管の手続については、福祉保健部策定の「児童相談業務の手引き」により、所長の決裁を受けた上で保管しなければならないが、その手続がなされていなかった。

また、保管している現金の総額が把握されていなかった。(中央児童相談所)

[支 出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 扶養手当の支給に当たって、別居している母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならないが、母の収入を加味せず判断したため、扶養手当と期末手当が合計217,852円の過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。(看護大学)

イ 扶養手当の支給に当たって、扶養親族の収入が130万円以上となり支給要件を欠いたにもかかわらず、届出がなかったため、扶養手当と期末手当が合計で、職員Aについて121,875円、職員Bについて202,124円、職員Cについて56,875円の過払いとなっていた。

なお、職員A及びCについては、指摘後は是正されており、職員Bについては、指摘後分割払いにより、一部返納されている。(中央児童相談所、若夏学院)

ウ 通勤手当の支給に当たって、再任用短時間勤務職員の平均1か月当たりの通勤所要回数が10回以上の場合、満額支給すべきところ、100分の50を減額したため、66,000円の不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。(中央児童相談所)

エ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、採用前に臨時的任用職員として勤務していた期間を在職期間に含めなかったため、期末手当が52,690円、勤勉手当が12,933円の不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。(中央児童相談所)

オ 期末手当の支給に当たって、勤勉手当の期間率の割合を誤って適用したため、89,901円の過払いとなっていた、また、勤勉手当の支給に当たって、支給できない休職者に支給したため、46,441円の過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。(中央保健所)

[契 約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

警備委託契約について、最低賃金が遵守されているか等を確認する必要があるため予算執行に当たって、積算内訳を作成する必要があるが、作成されていなかった。

(中央児童相談所、若夏学院)

2 事務に関する事項

(1) 指定管理者制度の運用について改善を要するもの

平成22年5月に制定された「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル」では、モニタリングの実施結果をもとに、モニタリングシートを作成し、指定管理者制度運用委員会における検証結果を添えて、翌年度の5月末までに総務部行政改革推進課に提出し、県のホームページで公表することになっている。しかし、沖縄県総合福祉センターの指定管理運用委員会におけるモニタリングの検証及びホームページへの結果の公表が、一度も行われていなかった。
(福祉・援護課)

(2) 賃金職員の勤務時間が適正でなかったもの

勤務時間を誤認し、賃金職員に、任用通知書の勤務時間を超過して勤務させていた。

(若夏学院)

【農林水産部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額のものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。滞納者に対する訪問指導を強化し、実態把握に努めるなど債権管理マニュアルに基づき、徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 農業改良資金			
貸付金元利収入	505,017,979円	92.4%	△3.5%
違約金及び延納利息	83,239,725円	99.6%	0%
			(農政経済課)
イ 沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	66,387,269円	66.6%	△11.0%
違約金及び延納利息	2,080,902円	46.0%	△10.5%
			(水産課)
ウ 林業改善資金			
貸付金元利収入	48,295,000円	83.0%	△0.4%
違約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0%
			(森林緑地課)
エ 中央卸売市場事業			
施設使用料	6,296,160円	5.3%	3.0%
実費徴収金	6,087,508円	11.1%	△41.1%
			(中央卸売市場)

[支 出]

(1) 給与が過払いとなっていたもの

職員手当等について、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

ア 住居手当の支給に当たって、住居変更に係る届出が遅れたことにより3か月分の戻入処理をしなければならないところ、1か月分のみを戻入処理したため、39,000円の過払いとなっていた。
(森林緑地課)

イ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間の算定を誤ったため、37,624円の過払いとなっていた。
(漁港漁場課)

ウ 扶養手当の支給に当たって、扶養親族である配偶者の就職により要件を欠いたにもかかわらず、届出がなかったため、扶養手当と期末手当が合計41,370円の過払いとなっていた。
(宮古農林水産振興センター)

エ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間の算定を誤ったため、31,220円の過払いとなっていた。
(南部農林土木事務所)

オ 扶養手当の支給に当たって、別居している母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならないが、同居している父の収入を加味せずに判断したため、扶養手当と期末手当が合計813,150円の過払いとなっていた。
(南部農林土木事務所)

カ 扶養手当の支給に当たって、別居している父母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、父母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならないが、同居している妹の収入を加味せずに判断したため、扶養手当と期末手当が合計947,571円の過払いとなっていた。
(北部農林水産振興センター農業改良普及課)

キ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇から引き続き育児休業に入ったことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、36,525円の過払いとなっていた。
(北部農林水産振興センター農林水産整備課)

(2) 支出事務が適正でなかったもの

ア 東京都の業者からの書籍購入(129,465円)について、予算執行伺いの後に発注しなければならないが、納品後に予算執行伺いの手続をしていた。
(森林緑地課)

イ 教材用繁殖牛の購入に当たって、予算執行予定額169,021円を超えた金額220,584円で購入していた。
(農業大学校)

[契約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 大型トラクターやロールカッターの備品購入の入札において、委任された者の記名押印がない入札書があった。
(農業研究センター石垣支所、家畜改良センター)

イ 被服等を貸与するに当たっては、「沖縄県職員の被服等貸与規程の運用状況と是正すべき事項について」(人事課長通知)により、現物を貸与すべきであるにもかかわらず、定額を負担し、職員に購入させるなど不適切な処理をしていた。

(八重山農林水産振興センター農業改良普及課、南部農業改良普及センター)

[財産]

(1) 公用車両の利活用が図られていなかったもの

公用車両の年間稼働日数(25日)が少なく、その利活用が図られていないものが1台あった。
(営農支援課)

2 事務に関する事項

(1) 防火管理者の届出等がなされていなかったもの

委託業者等含め常時50名以上いるため、防火管理者の配置、消防計画の策定、消防訓練の実施が必要であるが、職員数が50名未満であることから防火管理者は必要ないと誤解し、配置されていなかった。
(病害虫防除技術センター)

(2) 消防訓練が実施されていなかったもの

消防計画によると、消防訓練(総合訓練、部分訓練、基礎訓練)を実施することになっているが、実施されていなかった。
(中央卸売市場)

【商工労働部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額のもの及び前年度より増加しているものが次のとおりあった。滞納者の経営指導の強化を通し、償還促進を進めるほか、法的措置を含め、より一層徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金			
貸付金元利収入	7,505,835,629円	95.0%	2.4%
違約金及び延納利息	58,787,644円	98.9%	0%
			(経営金融課)
イ 賃貸工場施設使用料	39,420,000円	19.0%	6.5%
ウ 自由貿易地域			
実費徴収費	13,001,585円	16.3%	16.1%
雑入	37,771,636円	100.0%	0%
違約金及び延納利息	181,673円	100.0%	0%
			(企業立地推進課)

[支出]

(1) 給与が過払いとなっていたもの

扶養手当の支給に当たって、別居している母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、母の世帯の全収入（実母の収入と職員の送金額の合計）の3分の1以上の額でなければならないが、母親の収入のみで判断したため、扶養手当と期末手当が合計219,153円の過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後分割払いにより、一部返納されている。

(具志川職業能力開発校)

[契約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

1件の契約金額が20万円以上の契約をするときは、請書を提出させなければならないが、ホットック傘型他（373,800円）の購入において、請書を提出させていなかった。

(商工振興課)

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

[支 出]

(1) 給与が不足払いとなっていたもの

住居手当の支給に当たって、人事異動の際に、給与システムの支給停止を解除しなかったため、324,000円の不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。 (芸術大学)

[契 約]

(1) 一括契約によるべきもの

分割する合理的な理由がないにもかかわらず、美術工芸学部新規ネットワーク機器配線工事をその1(2,499,000円)とその2(2,286,900円)に分割し、随意契約により同一業者と契約を締結していた。 (芸術大学)

【土木建築部】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 切手等が必要以上に購入されていたもの

収入印紙の購入について、前年度から1,214,200円相当額が繰り越され、当年度の払出高は680,600円であるにもかかわらず、411,800円分を購入したため、不経済な支出となっていた。 (南部土木事務所)

[収 入]

(1) 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの

県営住宅使用料の収入未済額は、前年度より1.9%減少している。しかし、依然として収入未済額が多額であることから、引き続き、徴収率の向上が図れるよう指定管理者の指導・連携に努めるとともに、法的措置を含め徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
県営住宅使用料	711,625,882円	12.9%	△1.9%

(住宅課)

(2) 徴収に努力を要するもの

中城湾港施設使用料の収入未済額は、前年度に比べ47.8%増加している。滞納者の経営状況など実態を把握し、徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
中城湾港施設使用料	23,767,170円	23.9%	47.8%

(中部土木事務所)

【病院事業局】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

平成23年度末における医業未収金(個人負担分)は1,947,774,044円となっており、前年度末より77,385,510円(4.1%)増加している。未収金の新規発生の抑制に努めるとともに、福祉部門との連携強化や債務者の実態に応じた適切な債権管理を行うなど、未収金解消に向けた組織的な取組みを強化する必要がある。(県立病院課、各県立病院)

(2) 附属診療所の医業未収金等の取扱いに改善を要するもの

16診療所のうち13診療所の医業未収金(個人負担分)が、各病院で適切に把握されておらず、決算にも反映されていなかった。また、診療所の医業未収金の中には、未収金管理が適切になされていなかったり、長期・固定化している債権もあった。更に、一部の診療所では、診療費をつり銭に充てるなど、不適正な処理もみられた。各病院においては、診療所との連携を強化し、対策を講ずる必要がある。(県立病院課、各県立病院)

[支出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当等について、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 通勤手当の支給に当たって、病気休暇を取得した職員の支給停止時期及び復職後の支給開始時期を誤ったため、52,400円が不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後修正されている。(北部病院)

イ 通勤手当の支給に当たって、病気休暇を取得した職員の復職後の支給開始時期を誤ったため、36,500円が不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後修正されている。(北部病院)

ウ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、職員Aについて121,621円、職員Bについて52,681円の過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後修正されている。
(南部医療センター・こども医療センター)

エ 勤勉手当の支給に当たって、夏季休暇を誤って除算期間に含めたため、56,264円の不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後修正されている。(宮古病院)

オ 扶養手当の支給に当たって、配偶者が育児休業から復職した際、職員からの届出がなかったため、扶養手当や期末手当等、合計749,399円の過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後分割払いにより、一部返納されている。
(宮古病院)

カ 期末手当の支給に当たって、除算対象とならない産前産後休暇期間を誤って除算したため、職員Aについて101,807円、職員Bについて91,012円の不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。(八重山病院)

キ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇から引き続き育児休業に入ったことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、34,944円の過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。(八重山病院)

ク 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、採用前に臨時的任用職員として勤務していた期間を在職期間に含めなかったため、期末手当が92,959円、勤勉手当が85,371円の不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。(八重山病院)

ケ 単身赴任手当に係る支給要件喪失届が遅れて提出された際、給与システムにおいて、同手当の取消処理のみを行い、支給済み金額の戻入処理を失念したため、82,000円の過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。(八重山病院)

コ 期末手当の支給に当たって、産前休暇の期間を病気休暇として除算したため、61,510円の不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。(精和病院)

(2) 委託契約において検査体制が不適切であったもの

看護クレーク業務請負仕様書では、各診療科へ配置する職員は9人となっているが、業務月報報告書では9人に満たない日があり、履行確認が適正になされていなかった。

(中部病院)

(3) 会計処理が不適切となっていたもの

薬品のたな卸において、薬品管理システムの残高と在庫数との間に誤差が生じた場合、その原因が特定できなければ、「資産減耗費」として仕分けすべきところ、「薬品費」として会計処理が行われていた。

(精和病院)

[契約]

(1) 長期継続契約等で契約すべきもの

翌年度以降にわたり公用車両の賃貸借を行う場合は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づき長期継続契約として賃貸借契約を締結する必要があるが、実質的には複数年にわたる賃貸借契約となっているにもかかわらず、毎年同一業者と単年度契約を締結していた。

(県立病院課)

(2) 契約事務が適正でなかったもの

ア 診療材料の購入に当たって、予算執行伺い、支出負担行為等の手続を行わずに、発注、支払いがなされていた。

(中部病院)

イ 薬品搬送業務委託に係る指名競争入札において、再度の入札に付し落札者がいないことにより随意契約をする場合は、地方自治法施行令第167条の2第2項の規定に基づき、予定価格を変更できないにもかかわらず予定価格（48,682,200円）を上回る金額（49,395,528円）で契約していた。（南部医療センター・こども医療センター）

ウ 白衣等及び寝具類業務委託において、予算執行伺いの執行予定額（6,267,671円）の範囲内で予定価格を設定すべきところ、それを上回る金額（6,916,896円）で設定していた。（精和病院）

【財産】

(1) 薬品等の管理が不適切となっていたもの

在庫管理システムの残高と在庫数との間に約1億9,253万円の誤差が生じており、その中には、平成12年度に計上すべき処理も含まれていたことから、長期にわたり適切な在庫管理が行われていなかった。

また、今回の会計処理は、過年度の未処理や入力ミス等が原因であるため過年度損益修正損として処理すべきところ、現年度の薬品費等として費用化しており、誤った会計処理となっていた。（中部病院）

(2) 有形固定資産の処分手続が不適切となっていたもの

有形固定資産の処分に当たっては、沖縄県病院事業局財務規程第108条の規定により、処分理由等を記載した文書により病院事業局長の承認を受けなければならないが、一部の備品で事務手続がなされていないものがあった。（中部病院）

【教育庁】

1 財務に関する事項

【予算】

(1) 切手等が必要以上に購入されていたもの

郵便切手について、前年度から820,844円相当額が繰り越され、当年度の払出高は111,090円であった。平成24年3月31日現在で759,754円相当額を保有しており、翌年度へ持ち越されていた。（教育庁総務課）

【支出】

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は是正されている。

ア 扶養手当の支給に当たって、別居している父母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、父母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならないが、父母の収入の確認が不十分だったため、扶養手当、期末手当、特地勤務手当が合計439,019円の過払いとなっていた。（宮古教育事務所）

イ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の収入が130万円以上となり支給要件を欠いたにもかかわらず、届出がなかったため、扶養手当と期末手当が合計391,490円の過払いとなっていた。
(島尻特別支援学校)

ウ バス利用者に係る通勤手当の支給に当たって、定期券の金額により認定すべきところ、回数券の金額で認定したため、53,988円の過払いとなっていた。
(教育庁総務課)

エ 通勤手当の支給に当たって、通勤方法を変更した職員の届出が遅れたため、66,000円の過払いとなっていた。
(国頭教育事務所)

オ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、給与条例適用期間でない市教育委員会採用の期間の前歴を在職期間に含めて期間率を算定したため、225,987円の過払いとなっていた。
(伊良部高等学校)

カ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、職員Aについて149,705円、職員Bについて234,574円の過払いとなっていた。
(島尻教育事務所、名護高等学校)

キ へき地手当に準ずる手当の支給に当たって、臨時的任用職員である職員A及び職員Bへ支給しなかったため、職員Aについて36,484円、職員Bについて39,952円の不足払いとなっていた。
(八重山教育事務所)

(2) 旅費が過不足払いとなっていたもの

旅費について、支給要件の確認、計算が十分でなかったため、過不足払いとなったものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

ア 赴任旅費の支払に当たって、航空賃及び車賃の算定を誤ったため、87,040円の過払いとなっていた。
(教育庁総務課)

イ 赴任旅費の支払に当たって、臨時的任用職員である職員A及び職員Bへ支給しなかったため、職員Aについて253,290円、職員Bについて271,780円の不足払いとなっていた。
(八重山教育事務所)

ウ 旅行雑費について、一日に旅行命令を2回以上受けた場合、それぞれ別の旅行命令であるので起点間距離は通算しないが、通算して旅費を支給したため、島尻特別支援学校で21,000円、西崎特別支援学校で46,800円、桜野特別支援学校で41,100円、泡瀬特別支援学校で84,000円の過払いとなっていた。

(島尻特別支援学校、西崎特別支援学校、桜野特別支援学校、泡瀬特別支援学校)

(3) 修繕料において検査体制が不適切であったもの

名護青少年の家高圧引込開閉器取替(修繕料)(512,400円)、石川青少年の家火災通報装置取換(264,000円)において、履行確認は県の職員が行わなければならないが、指定管理者の職員の履行確認に基づき検査調書を作成していた。
(生涯学習振興課)

【警察本部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

放置駐車車両違反金の収入未済額は、前年度より13.7%減少している。

しかし、依然として収入未済額が多額であることから、引き続き、徴収率の向上が図れるよう対策を強化し、徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
放置駐車車両違反金	65,075,000円	27.6%	△13.7%

(交通指導課)

[支出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当等について、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は是正されている。

ア 扶養手当の支給に当たって、別居している母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならないが、認定後に同居となった父の収入を加味せず判断したため、33,963円の過払いとなっていた。(沖縄警察署)

イ 扶養手当の支給に当たって、5月に就職した配偶者の手当の支給を5月までとすべきところ、収入の見込み額を誤り、10月まで支給したため、扶養手当と期末手当が80,925円の過払いとなっていた。(沖縄警察署)

ウ 期末手当の支給に当たって、育児休業期間の算定を誤ったため、103,414円の不足払いとなっていた。(与那原警察署)

[契約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

車両燃料及び船舶燃料の単価契約の入札において、委任された者の記名押印がない入札書があった。(与那原警察署)

【各部局共通】

1 財務に関する事項

[支 出]

(1) 委託契約や消耗品等の購入に当たって検査体制が不適切であったもの

①契約額1件100万円以上、②委託契約のうち契約代金を定期的に支払う場合で1回当たりの支払金額が100万円以上、③消耗品、切手類の購入については代金が3万円以上の給付の完了確認については、検査員は検査調書を作成しなければならないが、検査調書が作成されてないものがあった。

また、検査員が、検査日に休暇を取得していたものがあった。

検査調書が作成されてないもの

- ・福祉保健部（福祉・援護課）
- ・土木建築部（中部土木事務所）
- ・病院事業局（中部病院、南部医療センター・こども医療センター）

検査員が、検査日に休暇を取得していたもの

- ・総務部（職員厚生課）
- ・福祉保健部（コザ児童相談所、中央児童相談所、北部福祉保健所）
- ・農林水産部（南部農業改良普及センター）
- ・文化観光スポーツ部（交流推進課）
- ・出納事務局（会計課）

(2) 支払い遅延により不経済支出となっていたもの

支払手続、金融機関への払込みを失念したことや支払期限を誤まったことにより、支払い期限を過ぎて電気料金を支払ったため、次のとおり遅収加算額が不経済な支出となっていた。

- ・総務部（八重山事務所総務課）65,919円
- ・農林水産部（水産海洋研究センター石垣支所）11,989円
（栽培漁業センター）32,148円
- ・教育庁（中部農林高等学校）45,837円
- ・警察本部（豊見城警察署）17,907円

(3) 支出負担行為が遅れていたもの

補助金については、交付決定をするときに、また、委託の執行に当たっては、契約を締結するときに支出負担行為をすべきであるが3か月から10か月遅れていた。

- ・企画部（企画調整課）
- ・環境生活部（平和・男女共同参画課、生活衛生課）
- ・福祉保健部（福祉・援護課）
- ・農林水産部（漁港漁場課、病虫害防除技術センター）
- ・商工労働部（雇用政策課）
- ・文化観光スポーツ部（観光振興課）
- ・土木建築部（建築指導課）